

(予備費の費途)

第49条 一般勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費
- (8) 病院診療所費
- (9) 財政調整事業拠出金
- (10) 連合会費
- (11) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金
- (3) 雑支出

(附則)

1. 第58条の規約を第49条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 上記費途を平成20年4月1日から適用とする。
3. この規約変更は、令和2年4月1日から施行する。